



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則の一部を改正する規則（総務私学課）…………… 1
- 沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則（財政課）…………… 2
- 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課）…………… 2
- 沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則（情報産業振興課）…………… 2
- 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（情報産業振興課）…………… 3

告 示

- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 3
- 都市計画事業の認可（道路街路課）…………… 3
- 都市計画事業の変更の認可・8件（道路街路課）…………… 3
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課）…………… 6
- 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（都市計画・モノレール課）…………… 8
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 9

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 9

公安委員会事項

- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定…………… 10

正 誤

- 平成27年 2月27日付け公報定期第4325号中訂正…………… 11

規 則

沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第13号

沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則（昭和48年沖縄県規則第53号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日等）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「幼稚園を設置する者」の次に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法一部改正法」という。）附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者（学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）を除く。）、認定こども園法一部改正法附則第4条第1項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第14号

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

区分	単位	金額	備考
1 契約又は契約の内容に関する証明手数料	1件につき	320円	
2 法人又は法人の役員に関する証明手数料	1件につき	320円	
3 営業又は業務に関する証明手数料	1件につき	320円	
4 経歴又は履歴に関する証明手数料	1件につき	320円	
5 資格に関する証明手数料	1件につき	320円	
6 健康診断書	1通につき	800円	
7 その他の証明手数料	1件につき	320円	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第15号

沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第12条第11項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第13項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

14 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年 3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第16号

沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例（平成26年沖縄県条例第56号）の施行期日は、平成27年4月1日とする。

沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年 3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第17号

沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第57号）の施行期日は、平成27年 4月 1日とする。

告 示

沖縄県告示第196号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成23年沖縄県告示第153号で同意の認定をした座間味加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成27年 3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第197号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
平成27年 3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 宜野湾市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・71号普天間線
- 3 事業施行期間 平成27年 3月20日から平成34年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 宜野湾市普天間二丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第198号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成10年沖縄県告示第521号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・那47号石嶺福祉センター線
- 3 事業施行期間 平成10年 6月19日から平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第199号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成13年沖縄県告示第820号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 糸満市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・糸3号ガタ原線及び3・5・21号双子橋線
- 3 事業施行期間 平成13年12月7日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第200号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成14年沖縄県告示第608号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・那15号牧志壺屋線
- 3 事業施行期間 平成14年7月5日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第201号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成14年沖縄県告示第721号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・那47号石嶺福祉センター線
- 3 事業施行期間 平成14年8月20日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第202号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成15年沖縄県告示第135号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・那47号石嶺福祉センター線
 - 3 事業施行期間 平成15年2月28日から平成28年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第203号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成18年沖縄県告示第364号で認可した中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 うるま市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・具2号安慶名4区線
 - 3 事業施行期間 平成18年5月12日から平成28年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第204号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成18年沖縄県告示第374号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・那22号松山線
 - 3 事業施行期間 平成18年5月16日から平成29年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成20年沖縄県告示第371号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 浦添市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・浦1号神森線、3・4・52号内間牧港線及び3・2・浦1号沢岨石嶺線
- 3 事業施行期間 平成20年6月20日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第206号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
勝山(5)	名護市字勝山猫川原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
勝山(6)	名護市字勝山猫川原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
勝山(7)	名護市字勝山我謝如古原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
勝山(8)	名護市字勝山我謝如古原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
勝山(9)	名護市字勝山我謝如古原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
山入端(2)－1	名護市字山入端山入端の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
山入端(2)－2	名護市字山入端山入端の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
安部(3)－1	名護市字安部村内の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
安部(3)－2	名護市字安部提原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
勝山209－B13－40	名護市字勝山白金又原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
旭川209－A13－16－1	名護市字旭川渡真原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流

	護市役所において縦覧に供する。)	
旭川209-A13-16-3	名護市字旭川道又原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
旭川209-A13-16-4	名護市字旭川道又原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
旭川209-A13-16-5	名護市字旭川道又原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
大川209-A18-04-1	名護市字大川道股の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
大川209-A18-04-2	名護市字大川道股の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
大川209-B18-12	名護市字大川大股の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
大川209-B18-13	名護市字大川大股の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
大川209-C18-24	名護市字大川大股の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
二見209-A18-02	名護市字二見スギンダの区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
二見209-A18-03	名護市字二見楚久の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
二見209-C18-25	名護市字二見楚久の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
二見209-C18-26	名護市字二見楚久の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
大浦209-A18-05	名護市字大浦浦富の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
村原209-A18-08	名護市字村原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
三原209-A18-06	名護市字三原朱呂義の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
三原209-A18-09	名護市字三原恩計の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流

三原209-A18-10	名護市字三原恩計及び字三原朱呂義の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
三原209-B18-11	名護市字三原朱呂義及び字三原中田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
三原209-B18-15	名護市字三原福地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
三原209-B18-16	名護市字三原福地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
三原209-B18-17	名護市字三原福地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
三原209-B18-18	名護市字三原朱呂義及び字三原中田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
三原209-B18-19	名護市字三原朱呂義及び字三原中田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
三原209-B18-20	名護市字三原福地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
三原209-B18-21	名護市字三原嘉陽福地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
三原209-C18-23	名護市字三原朱呂義の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
嘉陽209-A18-07	名護市字嘉陽サウス原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
嘉陽209-C18-22	名護市字嘉陽川田原、字嘉陽マンカ原及び字嘉陽嘉陽原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流
天仁屋209-B19-01	名護市字天仁屋前原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。）	土石流

沖縄県告示第207号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、読谷村大木土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成27年 3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	比嘉資	読谷村字座喜味19番地

理事	大城行治	読谷村字渡慶次1171番地 1
理事	山入端榮	読谷村字大木28番地
理事	比嘉誠賢	読谷村字楚辺1115番地
理事	池原玄夫	読谷村字楚辺1612番地 1
理事	桃原達治	読谷村字楚辺2075番地 1 丸松アパートM3号
理事	東恩納栄	読谷村字楚辺1099番地
理事	比嘉玄誠	読谷村字楚辺1395番地209
理事	知花敏裕	読谷村字伊良皆409番地 1
理事	伊波清輝	宜野湾市長田四丁目 9 番 5 号
監事	照屋清善	読谷村字楚辺1606番地 4
監事	當山勝吉	読谷村字大木492番地 2
監事	比嘉寛	読谷村字楚辺2019番地 3

沖縄県告示第208号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 組合の名称 那覇市字宇栄原南土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 那覇市字宇栄原959番地 1
- 3 施行地区 那覇市字宇栄原松川原、久真安良原、津真原及び我半田原並びに豊見城市字我那覇後原の各一部
- 4 事業施行期間 昭和53年 3月16日から平成30年 3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 昭和53年 3月 9日
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長及び資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 平成27年 3月12日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 4月17日 沖縄県指令士第676号、平成27年 2月19日 沖縄県指令士第134号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字豊見城勢理客原601番ほか74筆（1工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字翁長854番地 1 豊見城市長 宜保晴毅
- 5 検査済証番号 平成27年 3月10日 第4188号
- 6 工事完了年月日 平成27年 2月 6日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第26号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第18条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成27年 3月20日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
レジャーボート提供業	海先案内人シートラスト沖縄	海先案内人シートラスト沖縄 (代表者) 江淵友博	平成27年1月20日から 平成28年1月19日まで
	YYY CLUB iE RESORT	株式会社ジョットインターナショナル (代表取締役社長) 喜多守	同上
	シーマックスダイビングクラブ沖縄	有限会社シーマックス (代表取締役) 松井諭	平成27年1月30日から 平成28年1月29日まで
	マリンハウスシーサー阿嘉島店	株式会社シーサー (代表取締役) 稲井日出司	平成27年1月31日から 平成28年1月30日まで
潜水業	パイレーツマリクラブ	有限会社ピーエムシー (代表取締役) 中西亮	平成27年1月20日から 平成28年1月19日まで
	海先案内人シートラスト沖縄	海先案内人シートラスト沖縄 (代表者) 江淵友博	同上
	TakeDive	TakeDive (代表者) 吉村秀信	同上
	X-TRIP株式会社	X-TRIP株式会社 (代表取締役) 稲福清栄	同上
	YYY CLUB iE RESORT	株式会社ジョットインターナショナル (代表取締役社長) 喜多守	同上
	シーマックスダイビングクラブ沖縄	有限会社シーマックス (代表取締役) 松井諭	平成27年1月30日から 平成28年1月29日まで
	マリンハウスシーサー阿嘉島店	株式会社シーサー (代表取締役) 稲井日出司	平成27年1月31日から 平成28年1月30日まで
	ダイブゴビーズ	株式会社ゴビーズ (代表取締役) 鴨谷昌人	同上
	ディーズパルス	アーリーワールド株式会社 (代表取締役) 矢野貢	平成27年2月20日から 平成28年2月19日まで
	株式会社アークダイブ	株式会社アークダイブ (代表取締役) 白川一	同上
	アイランドブリーズ	有限会社ピナクル (代表取締役) 屋宜孝	同上

正

誤

平成27年 2月27日付け公報定期第4325号掲載の「沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程（沖縄県企業局管理規程第3号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
14	上から 4	沖縄県企業局管理規程第 3 号	沖縄県企業局管理規程第 1 号

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--